

精神保健福祉センター報

令和5年度

広島市精神保健福祉センター

は じ め に

令和6年元旦に能登半島地震が発生し、被災地への支援や復興作業が進められている中、災害関連死の増加が懸念されるなど、被災者に対してよりきめ細やかな支援が求められています。今後も日本では地震や洪水など様々な災害に直面する可能性があり、各自治体において、さらなる支援体制の整備や災害対策に取り組んでいく必要があります。広島市においては、平成26年に多くの被害をもたらした広島土砂災害から今年で10年を迎えます。当時、当センターは、全国初となる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の先遣隊として派遣され、さらにはDPAT現地対策本部（統括）としての役割も担い、被災者の心のケアを行いました。そしてこの災害を機に、被災者支援に関わる機会のある関係者を対象とした災害時のメンタルヘルス研修会を毎年実施しており、災害時の心のケアやメンタルヘルスに関する知識の習得と支援者の対応力の向上を目指しているところです。

さて、令和5年5月に広島市ではG7サミットが開催され、ウクライナ情勢や経済、気候変動、国際保健等、さまざまな分野について議論や意見交換が行われました。昨今の社会情勢や経済活動の変化は私たちの日常生活にも様々な影響をもたらしていますが、日本社会が直面している問題の一つに自殺（自死）の問題が挙げられます。日本では、毎年2万人を超える尊い命が失われており、特にコロナ以降、若年層と女性の自殺死亡率の増加が深刻な問題となっています。若い世代の死因の第一位が自殺となっているのは、G7では日本のみであり、今後も社会全体でうつ病に関する啓発活動や自殺予防に取り組む続けていく必要があります。本市では「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、ゲートキーパー研修やうつ病・自殺（自死）対策相談機関実務者連絡会議、自死遺族等グループの運営支援、自死遺族等支援研修などうつ病や自殺（自死）に関する施策について総合的・計画的な対策の推進に取り組んでいます。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（令和6年4月1日施行）により、精神障害者や精神保健に関する課題を抱える方へのより重層的な相談支援体制の整備に対応するため、広島市精神保健福祉センター運営要綱についても一部改正を行いました。

うつ病・自殺（自死）対策、依存症対策、ひきこもり支援、災害時メンタルヘルスなど精神保健福祉分野における課題について、今後も関係機関の皆様と連携し、地域における精神保健の向上及び精神障害者の福祉のさらなる推進を図っていききたいと考えています。

今後とも、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年12月

広島市精神保健福祉センター

所 長 朝 枝 清 子

目 次

第1 概 要

1 沿 革	1
2 施設の概要	3
3 組織及び職員	4
4 予 算	5

第2 事業実績

1 センター事業	7
(1) 精神保健福祉相談	7
(2) 技術指導及び技術援助	13
(3) 教育研修	15
(4) 普及啓発	20
(5) 組織育成	23
(6) 特定相談指導事業（再掲）	24
(7) うつ病・自殺（自死）対策（再掲）	27
(8) 災害・新型コロナウイルス感染症対応支援（再掲）	31
(9) 依存症対策推進事業（再掲）	33
(10) 精神保健福祉相談員資格取得講習会	36
(11) 調査研究	39
(12) 企画立案	40
(13) その他の会議	41
2 診 療	42
(1) 概 要	42
(2) 重ね着症候群	44
(3) 集団精神療法	45
(4) 心理検査	45
3 デイケア事業	46
(1) 概 要	46
(2) 実施状況	48
(3) 相 談	49
(4) 家族のつどい	49
(5) 精神科デイケア施設従事者研修会	50
4 精神医療審査会	51
5 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担	52

第3 資 料

条例及び規則	53
--------------	----

第 1 概 要

1 沿 革

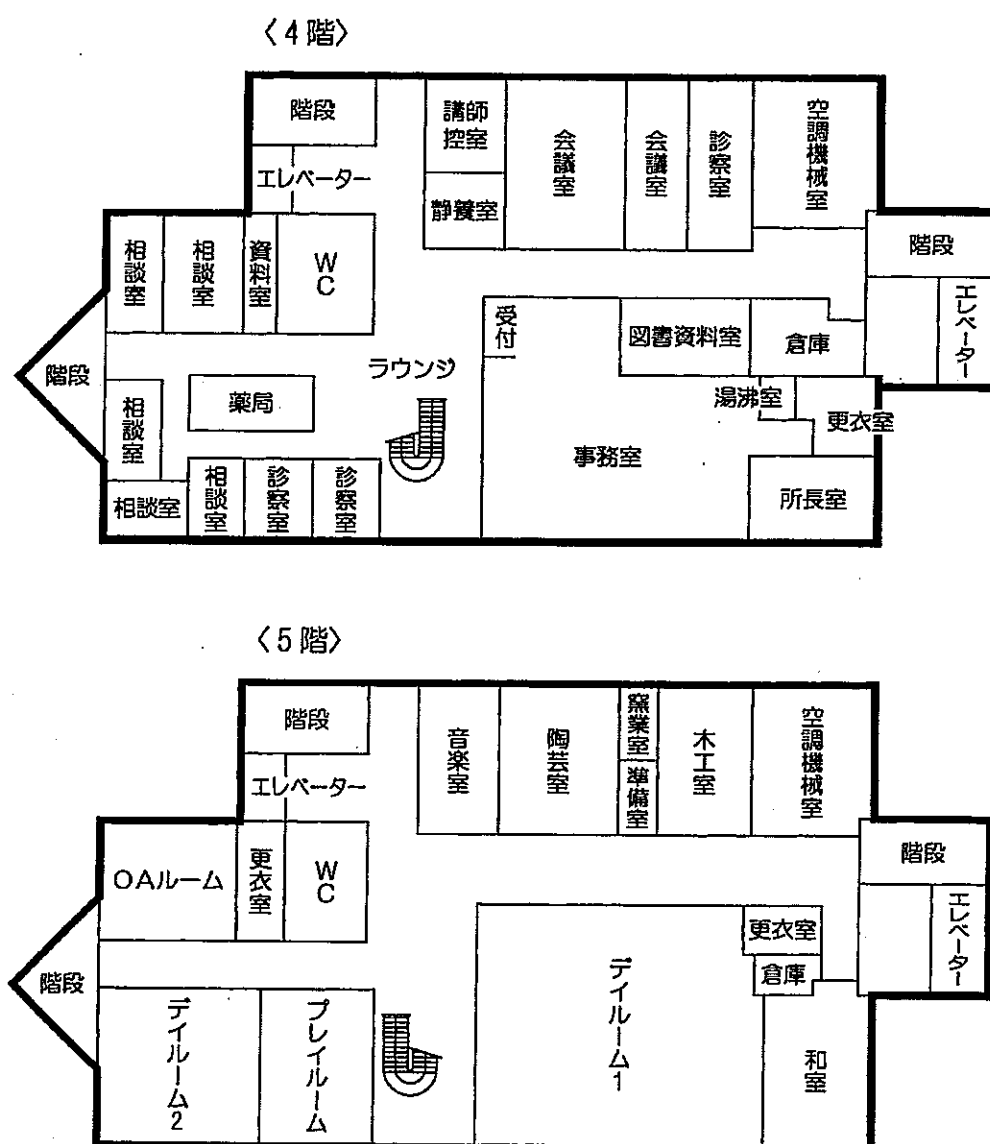
昭和 58 年 4 月 1 日	現在地（広島市中区富士見町 11-27）に衛生局中保健所の出先機関として「広島市精神衛生指導センター」を開設 職員 6 人体制（うち保健所兼務 3 人を含む。）
昭和 58 年 6 月 28 日	診療所の開設許可を受ける。
昭和 58 年 7 月 1 日	事業開始
昭和 60 年度	職員 5 人体制（うち中保健所兼務 2 人を含む。）
昭和 61 年度	職員 6 人体制（うち中保健所兼務 3 人を含む。）
昭和 62 年 4 月 1 日	機構改革により、衛生局健康管理課の出先機関となる。
昭和 63 年度	職員 5 人体制 健康管理課において「広島市精神保健対策協議会」を設置し、精神保健指導センターの拡充整備を含む広島市の精神保健対策について検討を開始
平成元年度	施設名称を「広島市精神保健指導センター」に変更 広島市精神保健対策協議会から精神保健指導センターの拡充整備について中間報告 改築基本設計
平成 2 年度	改築実施設計
平成 3 年度	施設の仮移転（移転先：中区国泰寺町 1-4-15） 現在地において解体工事、建設工事着工
平成 4 年度	拡充整備に伴う準備要員 5 人を健康管理課に配置
平成 5 年 3 月 15 日	新施設竣工
平成 5 年 4 月 1 日	新施設開所 機構改革により、衛生局の出先機関となる。 職員 21 人体制
平成 5 年 7 月 1 日	保険診療開始
平成 5 年 12 月 1 日	精神科デイケア施設（大規模）の承認を受ける。
平成 8 年 4 月 1 日	施設名称を「広島市精神保健福祉センター」に変更 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める大都市の特例に関する規定の施行に伴い、同法の精神保健福祉センターとする。）
平成 9 年 4 月 1 日	機構改革により、社会局の出先機関となる。

平成 14 年 4 月 1 日	法改正により、精神医療審査会の事務並びに精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳申請に係る専門的判定等の事務の移管を受ける。
平成 18 年 4 月 1 日	職員 22 人体制 障害者自立支援法の施行に伴い、通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に変更 精神科ショートケア施設（大規模）の承認 （精神科ショートケア制度新設）
平成 19 年 5 月 1 日	職員 24 人体制
平成 20 年 4 月 1 日	職員 23 人体制 機構改革により、健康福祉局の出先機関となる。
平成 23 年 4 月 1 日	職員 22 人体制
平成 24 年 4 月 1 日	職員 24 人体制
平成 26 年 4 月 1 日	職員 25 人体制
平成 29 年 4 月 1 日	職員 24 人体制 精神保健福祉課とともに、広島市自殺（自死）対策推進センターを設置・運営。
平成 30 年 4 月 1 日	職員 25 人体制
平成 31 年 4 月 1 日	職員 26 人体制
令和 2 年 4 月 1 日	職員 33 人体制 依存症相談窓口設置のため職員増員。
令和 3 年 4 月 1 日	職員 33 人体制

2 施設の概要

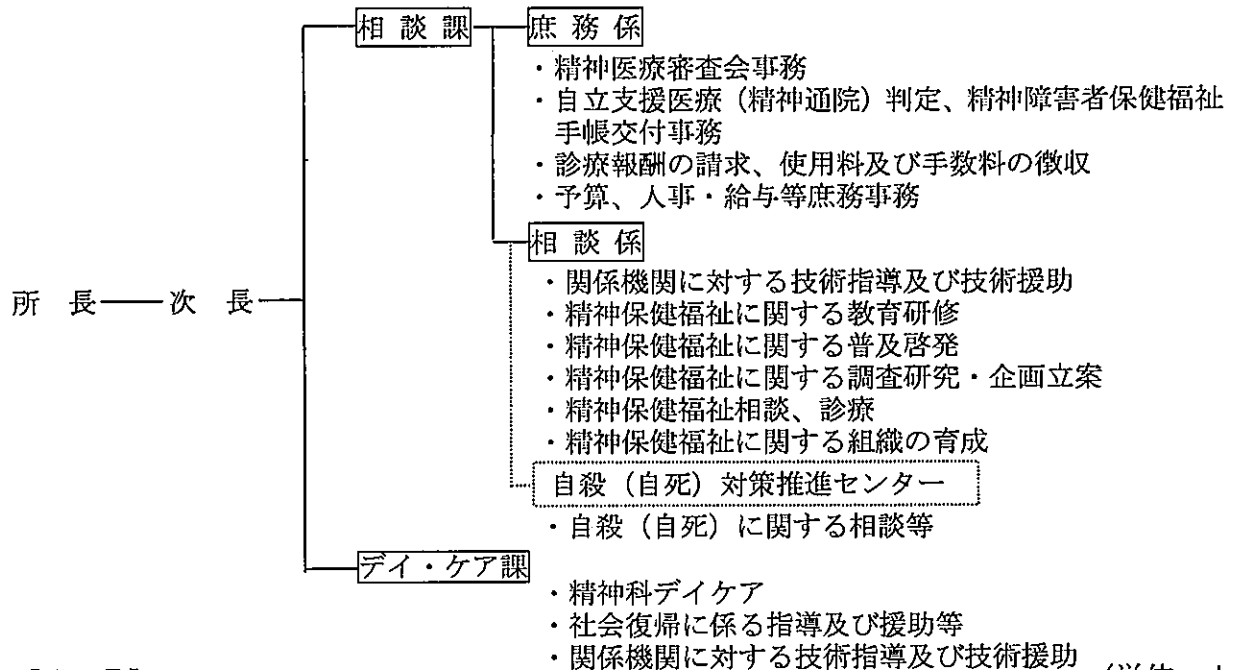
所在地	広島市中区富士見町 11 番 27 号
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	地上 10 階地下 1 階建の 4 階～5 階部分
敷地面積	2,416.65 m ²
建築面積	2,018.65 m ²
延床面積	2,775.73 m ²

【施設平面図】



3 組織及び職員（令和5年4月1日現在）

【組織】



【職員】

（単位：人）

職 名		職 種					計
		事 務	医 師	作業療法士	心理療法士	保 健 師	
所 長	長		1				1
次 長	長	1					1
相 談 課	課 長					1	20
	庶 務 係	課長補佐（事）庶務係長	1				
		主 事	3				
		会計年度任用職員	4				
	相 談 係	課長補佐（事）相談係長				1	
		心 理 療 法 士			1		
		保 健 師				4	
		自殺（自死）対策専門相談員				2	
		会計年度任用職員				3	
デ イ ・ ケ ア 課	課 長		1				11
	課長補佐（事）主任					1	
	主 査	1					
	保 健 師					3	
	心 理 療 法 士				3		
	作 業 療 法 士			1			
	会計年度任用職員			1			
計		10	2	2	4	15	33

（注）上記職員の他、非常勤の嘱託医が3名

4 予 算

(1) 歳入 (当初)

(単位：千円)

区 分	4 年度	5 年度	6 年度
センター使用料	22,410	22,410	22,410
デイケア使用料	29,642	27,950	27,051
診断書料その他 証明手数料	367	447	453
国庫補助金等	6,235	5,735	5,922
市 債	1,500	0	200
計	60,154	56,542	56,036

(2) 歳出 (当初)

(単位：千円)

区 分	4 年度	5 年度	6 年度
管 理 運 営	19,079	16,912	16,912
維 持 補 修	230	130	130
保険衛生施設設備整備	0	0	0
センター事業	8,995	7,201	7,658
デイケア事業	7,893	7,750	8,819
うつ病・自殺予防対策	240	232	220
自殺対策緊急強化事業	1,302	1,250	1,352
精 神 障 害 者 スポーツ交流事業	261	255	255
自立支援医療費支給認 定 等 事 業	4,985	4,923	4,923
精神障害者保健福祉手 帳判定審査・交付	2,919	2,919	2,919
精 神 医 療 審 査 会	7,132	6,907	8,761
被災者支援こころのケア事業	0	0	0
依存症対策推進事業	973	927	846
新型コロナウイルス感 染症に対応した心のケ ア 支 援 事 業	304	181	0
そ の 他	1,742	5,116	4,673
計	56,055	54,703	57,468

(注) 人件費及び賃金は除く。

第2 事業実績

1 センター事業

(1) 精神保健福祉相談

精神保健福祉センターでは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものの対応を行っている。

精神保健福祉相談では、精神保健福祉全般に関する相談を電話と面接により実施している。

ア 電話相談

(ア) 相談件数

(単位：件)

区分	3年度	4年度	5年度
件数	3,633	3,881	3,553

(イ) 相談内容別状況

(単位：件，％)

相談内容	件数	構成比	相談内容	件数	構成比
心身の不調	1405	39.5	ひきこもり	19	0.5
日常生活に関すること	836	23.5	子どもの発達・発達上の問題	17	0.5
家族関係の問題	310	8.7	広汎性発達障害	17	0.5
性格・対人関係の問題	201	5.7	老人性認知症	11	0.3
病気の治療に関すること	161	4.5	DV	10	0.3
経済・福祉に関すること	64	1.8	自死遺族等からの相談	10	0.3
職場の問題	46	1.3	家庭内暴力・非行・反社会的問題	6	0.2
ギャンブル依存症	45	1.3	摂食障害	6	0.2
精神的な病気の疑い	44	1.2	ゲーム	6	0.2
自殺関連（自殺念慮）	44	1.2	性に関する悩み	4	0.1
アルコール	40	1.1	PTSD	3	0.1
近隣とのトラブル	26	0.7	社会復帰	3	0.1
薬物	24	0.7	性被害・犯罪被害	2	0.1
その他の嗜癖・依存の問題	23	0.6	高次脳機能障害	1	0
不登校・学校不適応	19	0.5	その他	150	4.2
計				3,553	100

(注) 相談内容については、主たる相談内容についてのみ計上している。

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(ウ) 処遇状況

(単位：件，%)

区分		件数	構成比
傾 聴		1618	45.5
助 言 指 導		1475	41.5
情 報 提 供		180	5.1
他機関に紹介	保 健 セ ン タ ー	52	1.5
	医 療 機 関	15	0.4
	福 祉 機 関	8	0.2
	教 育 機 関	2	0.1
	他 の 相 談 機 関	26	0.7
	そ の 他	4	0.1
面 接 相 談 予 約		76	2.1
途 中 で 切 れ る		89	2.5
計		3,553	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

イ 面接相談

面接相談は予約制で、係員が事前に電話で相談概要を聴取した上で対応している。

(ア) 相談件数

(単位：件)

区分	3年度	4年度	5年度
新規相談	116	133	140
延 件 数	376 (14)	735 (18)	502 (42)

(注) () はデイケアの受理面接及び見学であり、内数である。

(イ) 年齢・男女別状況（新規相談）

(単位：件，%)

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
男	9	23	25	9	11	8	85
女	10	19	11	5	4	6	55
計	19	42	36	14	15	14	140
構成比	13.6	30	25.7	10	10.7	10	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(ウ) 地域別状況（新規相談）

(単位：件，％)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	市外	計
件数	28	14	14	21	22	9	7	15	10	140
構成比	20	10	10	15	15.7	6.4	5	10.7	7.1	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(エ) 就学・就労状況（新規相談）

(単位：件，％)

区分		件数	構成比
在 学	高 等 学 校	9	6.4
	専 門 学 校	2	1.4
	大 学	8	5.7
	そ の 他	1	0.7
在 職		37	26.4
休 職		7	5
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト		6	4.3
無 職		63	45
専 業 主 婦 (夫)		4	2.9
不 明		3	2.1
計		140	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(オ) 来所者（新規相談）

(単位：件，％)

区分	本人	本人と家族	本人と支援者	家族	その他	計
件 数	33	51	1	52	3	140
構成比	23.6	36.4	0.7	37.1	2.1	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(カ) 相談内容別状況（新規相談）

（単位：件，％）

相談内容	件数	構成比	相談内容	件数	構成比
D C利用のための相談	42	30	発達障害	2	1.4
ギャンブル依存	18	12.9	自殺関連（自殺念慮等）	2	1.4
ひきこもり	15	10.7	自死遺族等の相談	2	1.4
アルコール依存	13	9.3	性被害	2	1.4
病気の治療に関すること	7	5	ゲーム依存	1	0.7
薬物依存	7	5	近隣とのトラブル	1	0.7
家族関係の問題	6	4.3	性に関する悩み	1	0.7
精神的な病気の疑い	5	3.6	摂食障害	1	0.7
その他の嗜癖・依存の問題	5	3.6	社会復帰	1	0.7
性格・対人関係の問題	4	2.9	経済・福祉に関すること	1	0.7
心身の不調	3	2.1	不登校	1	0.7
計				140	100

（注）表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(キ) 処遇状況（新規相談）

（単位：件，％）

区分		件数	構成比
終了		52	37.1
経過観察		40	28.6
相談継続		5	3.6
外来紹介		20	14.3
他機関に紹介	保健センター	3	2.1
	医療機関	14	10
	福祉機関	1	0.7
	その他機関	5	3.6
計		140	100

（注）表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

ウ 所外相談

(単位：件)

区分	件数
こころの健康よろず相談	31
弁護士など専門家による暮らしとこころの相談会	0

エ 青年期ひきこもり家族グループ（再掲）

平成5年度から、ひきこもりの子がいる家族のグループミーティングを実施している。

日 時：月2回（1回90分）

場 所：広島市精神保健福祉センター

対象者：ひきこもりの子がいる家族で、当センターの医師が参加を認めた者

(ア) 実施状況

(単位：回、人)

区分	3年度	4年度	5年度
実施回数	15	22	21
参加者（延）	97	168	150

オ 精神科医師によるひきこもり相談（再掲）

ひきこもりの背景には、精神疾患を有するなど精神科的要因があることが少なくない。精神科医師による面接機会を設けて精神科的見立て等を行うことにより、ひきこもり状態にある者への援助を効果的にすすめることを目的に実施している。

日 時：毎月第2火曜日

対象者：広島市内在住の概ね18歳以上の本人又は家族

（精神科等で治療を受けていない人に限る）

(ア) 実施状況

(単位：回)

区分	3年度	4年度	5年度
実施回数	3	11	12

※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため実施回数が減っている。

(イ) 年齢・男女別状況

(単位：人)

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	計
男	2	4	2	1	0	9
女	1	0	2	0	0	3
計	3	4	4	1	0	12

(ウ) 来所者

(単位：件)

区分	本人	本人+家族	親	家族	計
件数	0	1	10	1	12

カ 精神科医師による依存症相談（再掲）

アルコール健康障害対策基本法、薬物使用者等に対する刑の一部執行猶予制度の施行、ギャンブル依存症対策基本法など依存症対策の重要性が社会的に認知されるようになり、当事者やその家族に対する支援の必要性が高まっている。依存症対策の一環として、当センターでは平成 27 年度から精神科医師による依存症相談を行っている。

日 時：毎月第 2 木曜日

対象者：広島市内在住の概ね 18 歳以上の本人又は家族

（原則、精神科等で治療を受けていない人に限る）

（ア） 実施状況及び相談内容 （単位：回、件）

区分		3 年度	4 年度	5 年度
実施回数		6	10	8
相談内容 （重複あり）	アルコール	7	3	3
	ギャンブル	3	10	5
	薬 物	0	2	1
	その他	0	0	2
計		10	15	11

（イ） 年齢・男女別状況（対象者） （単位：人）

区分	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～	計
男	0	0	5	1	0	1	7
女	0	1	0	0	2	0	3
計	0	1	5	1	2	1	10

（ウ） 来所者 （単位：件、％）

区分	本人	家族	計
件数	4	6	10
構成比	40	60	100

（注）表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉を推進するため、市内8区の保健センター、教育機関、福祉機関等に対して、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っている。

ア 保健センターに対する技術指導及び技術援助

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	保健センター職員	47	43	保健師 心理療法士	電話
事例検討	精神保健福祉相談員等	18	42	医師 保健師 心理療法士	スーパービジョン
社会復帰クラブ	精神保健福祉相談員	3	3	保健師 心理療法士 作業療法士	プログラム従事
家族会 (組織育成に再掲)	精神保健福祉相談員	4	4	保健師	交流会等従事
その他	関係機関職員	6	6	保健師	
計		78	98		

イ 教育機関に対する技術指導及び技術援助

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	高校教諭、スクール カウンセラー、スク ールソーシャルワー カー等	4	4	保健師 心理療法士	電話
市立高校精神保 健連絡会	市立高校教諭	2	2	医師 心理療法士	スーパービジョン
計		6	6		

ウ 精神障害者支援施設等に対する技術指導及び技術援助

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
施設支援	施設職員等	11	11	ソーシャルワーカー 保健師 作業療法士 心理療法士	訪問
その他		1	8	保健師	
計		12	19		

エ 福祉機関に対する技術指導及び技術援助

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	福祉関係職員	22	20	保健師	電話
事例検討	福祉関係職員	4	8	医師 保健師 心理療法士	スーパービジョン
ソーシャルクラブ	福祉関係職員	6	6	保健師 心理療法士 作業療法士	
施設支援	福祉関係職員	1	1	作業療法士	
その他		14	14		
計		47	49		

オ その他

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	関係機関職員	44	45	医師 保健師 心理療法士	電話・メール ・来所
事例検討	関係機関職員	1	1	医師 保健師	出張
その他		1	2		
計		46	48		

(3) 教育研修

専門知識の習得及び技術の向上を図るため、保健センター等で精神保健福祉業務に従事する職員等に対して専門研修を行っている。

ア 研修会

《新任精神保健福祉従事者研修会》

対象者：福祉課職員など

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
4月11日 (火)	精神医療審査会について 精神保健福祉手帳について 自立支援医療について 精神障害者への接し方 障害福祉サービスについて	保健師 事務職員	13

《新規採用職員研修》(Web開催)

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
4月4日(木) ～5月17日(金)	精神障害者の理解	精神保健福祉センター 相談課職員	322

《精神保健福祉相談員研修会》

対象者：精神保健福祉相談員、保健センター保健師など

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
7月21日(金)	事例検討の実際	訪問看護 花の森 管理者 東 美奈子	25

※精神保健福祉相談員資格取得講習会公開講座(P17)も含む。

《精神保健福祉基礎研修会》

対象者：本市職員

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
6月28日(水)	発達障害について	広島市精神保健 福祉センター 医師	38
11月29日(水)	気分障害・統合失調症について		27
2月7日(水)	パーソナリティ障害について考え よう～適切な距離ってなんだろう		49

《思春期精神保健専門研修会・ひきこもり講演会》(Web開催)

対象者：市内小・中・高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員養護教諭等
思春期の精神保健に関する相談を受ける機会のある関係者、市民

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
7月26日 (水)	ひきこもりの多面的理解と支 援～家族が最初の支援者にな るために～	九州大学大学院医学研究院 精神病態医学 准教授 加藤 隆弘	94

《自死遺族等支援研修会》

対象者：市内のうつ病、自死に関する相談を受ける機会のある関係職員（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
1月29日 (月)	自死遺族支援 ～自死遺族支援の活動から～	NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩	53

《うつ病・自殺（自死）対策相談機関職員研修会》

対象者：精神保健福祉相談員、保健師、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員、
ケースワーカー、カウンセラー、債務関係職員、弁護士、いのちの電話相談員など
(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
6月16日 (金)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議① 「うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）について」 講演「自殺対策と連携協同～切れ目ない支援を目指して～」	・精神保健福祉課職員 ・南山大学社会倫理研究所 プロジェクト研究員 辻本 耐	27
8月7日 (月)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議②(事例検討)	ほうゆう病院 精神科医師 寺本 勝哉	24
11月17日 (金)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議③ 活動発表「関係機関を知ろう！」	・法テラス広島 弁護士 河田 崇大 ・広島市精神保健福祉センター相談課 課長補佐 沖土居 美代子	30
2月16日 (金)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議④ グループワーク 「連携を深めるために私たちが ができること～切れ目ない支援を目指して～」	南山大学社会倫理研究所 プロジェクト研究員 辻本 耐	19
7月14日 (金)	ゲートキーパープレ講習① (Web)	ふたば病院 院長 高見 浩	4
8月22日 (木)	ゲートキーパープレ講習② (Web)	ほうゆう病院 公認心理師 水谷 剛司	53
6月23日 (金)	ゲートキーパー研修(基礎編) (Web)	広島大学保健管理センター センター長 岡本 百合	55
9月15日 (金)	ゲートキーパー研修(実践編)	広島修道大学健康科学部心理学科 教授 内野 悌司 九州大学留学生センター 准教授 黄 正国	14
10月5日 (木)	ゲートキーパー研修(レベル アップ編)	認定NPO法人 東京自殺防止センター 理事 研修委員長 村 明子 理事 乙幡 善枝	18
2月8日 (木)	医療機関スタッフ研修 講演「アルコールを伴ううつ 病等の理解と自殺予防 ～死にたい気持ちに気づいたら 医療現場でできること～」	久里浜医療センター 院長 松下 幸生	57

《精神保健福祉相談員資格取得講習会公開講座》

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
12月6日 (水)	パーソナリティ障害	広島精神分析医療クリニック 院長 衣笠 隆幸	25
12月14日 (木)	児童思春期の精神保健	松田病院 院長 松田 文雄	22
	自殺対策について	いのち支える自殺対策推進センター 地域連携推進部長 小牧 奈津子 地域連携推進部地域支援室長 生水 裕美	11
12月20日 (水)	発達障害・重ね着症候群	紙屋町こころのクリニック 院長 皆川 英明	28
1月29日 (月)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 措置入院者の退院後支援	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 部長 藤井 千代	21
1月30日 (月)	精神障害者の人権 障害者差別解消法	広島大学大学院社会科学部 名誉教授 横藤田 誠	3

《災害時のメンタルヘルス研修会》

対象者:被災者支援にかかわる機会のある関係者

(単位:人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
12月20日 (水)	災害時のこころのケア ～サイコロジカル・ファーストエイド～	兵庫県こころのケアセンター 上席研究主幹 大澤 智子	54

※精神保健福祉相談員資格取得講習会と兼ねて開催。

《ひきこもり支援者研修》

対象者:ひきこもり問題の相談支援機関関係者

(単位:人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
12月15日 (金)	ひきこもり～理解と支援～	宮崎大学教育学部 教授 境 泉洋	67

※精神保健福祉相談員資格取得講習会と兼ねて開催。

《依存症支援者研修》

(単位:人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
12月15日 (金)	依存症の理解と支援～やめさせようとしないう依存症支援～	埼玉県立精神医療センター 副院長 成瀬 暢也	63

※精神保健福祉相談員資格取得講習会と兼ねて開催。

《精神科デイケア施設従事者研修会》

対象者：デイケア施設従事者

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
11月1日(水)	スタッフミーティング と患者さんとの関わり	広島市精神保健福祉センター デイ・ケア課長 中甫木 くみ子	4

《グループ療法的デイケア研究会》

対象者：デイケア施設従事者

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催中止となる。

《第28期広島精神分析セミナー》(Web開催)

対象者：医師

(単位：人)

開催日	テーマ	講師	参加者数	備考
4月23日 (日)	「ローゼンフェルド」 「投影性同一視」	小林メンタルクリニック 院長 小林 俊三	36	※共催
5月28日 (日)	「ポジション」 「不安と防衛機制」	ひいらぎクリニック 小波蔵 かおる	32	
7月23日 (日)	「ブリットン」 「内的対象」	広島市精神保健福祉センター前所長 紙屋町こころのクリニック 院長 皆川 英明	27	
9月24日 (日)	「米国対象関係論」 「発達論」	クリニックソフィア 院長 権 成鉉	29	
10月8日 (日)	「夢理論」 「治療技法」	日本精神分析協会元会長 広島精神分析医療クリニック 院長 衣笠 隆幸	22	
12月17日 (日)	「アセスメント 治療経過」 「ベティ・ジョセフ」	名古屋大学大学院精神病理学・精神療法学 特任教授 小川 豊昭	27	
1月21日 (日)	「転移と逆転移」 「ビオン理論と臨床」	日本精神分析学会前会長 長谷川病院、きしろメンタルクリニック 代官山心理・分析オフィス 福本 修	31	
2月18日 (日)	「超自我論」 「躁うつ病の分析理論」	浅田心療クリニック 院長 浅田 護	27	
3月24日 (日)	「自由連想と治療構造」 「クライン」	ひいらぎクリニック 小波蔵 かおる	23	

※広島精神分析セミナーとの共催

イ 学生教育・実習

(単位:人,回)

区分	内容	対象	参加者数	回数	備考
医 学 生 実 習 (広 島 大 学)	講義 デイケア実習	医学生	6	4	1日ずつ4回実施 (1人、1人、 2人、2人)
看 護 学 生 教 育 (市立看護専門学校)	講義	看護学生	280	3	1日ずつ3回実施 (120人、80人、 80人)
デイケア臨床実習 (広 島 大 学)	デイケア実習	作業療法士学 生	1	1	2週間×1回
心 理 実 習 (修 道 大 学)	講義 (オンライン)	心理学科学生	15	1	15人×1日
心 理 実 習 (安 田 女 子 大 学)	講義 (オンライン)	心理学科学生	12	1	12人×1日
新任精神保健福祉相談員 デ イ ケ ア 実 習	デイケア実習 SV見学	新任精神保健 福祉相談員	6	5	(実習) 1日ずつ3回実施 (1人、1人、1人) (SV) 1日ずつ2回実施 (2人、1人)
計			320	15	

(4) 普及啓発

精神保健福祉や精神障害に関する正しい知識等の普及啓発を目的として一般市民を対象に、講演会等を実施している。

ア 講演会等

《依存症関連講演会》

目 的 アルコール依存症は、身体的・精神的健康問題、社会問題、家庭問題等様々な問題を生じさせるとともに、飲酒する本人のみならず、家族や周囲にも深刻な影響を与える。アルコール依存症や飲酒に伴うリスクについて正しく理解し、本人及び家族が適切な取組みができることを目的とする。

開 催 日 令和5年9月26日(火)

方 法 BIG FRONT ひろしま 5階ホール

内 容 講演 「適正飲酒を知ろう」飲酒に伴うリスクとアルコール依存症について
講師 向陽台病院 医師 武藤 岳夫 氏

対 象 者 市民

参加者数 32人

《依存症家族教室》

依存症対策推進事業 P34 参照

参加者数 延6回 23人

《家族のつどい》

デイケア事業 P49 参照

参加者数 延 6回 35人

《自死遺族等のための講演会・交流会》

目 的 自死遺族等の心のケアを行うとともに、同じ悩み等を抱える方の分かち合いの会について情報提供することを目的とする。

開 催 日 令和6年1月28日(日)

場 所 広島市東区地域福祉センター 4階ボランティア研修室

内 容 講演 「自殺対策の現状を考える～遺族支援の視点から～」

講師 NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩 氏

対 象 者 自死遺族等

参加者数 9人

イ あいあいスポーツフェスティバル

目 的 精神障害者がスポーツ交流を通してふれあうことで、意欲の向上及び社会参加を促進し当事者グループの育成を図る。

開 催 日 令和5年9月29日(金)

場 所 マエダハウジング東区スポーツセンター(東区牛田新町一丁目8番3号)

内 容 ソフトバレーボール、レクリエーション

対 象 者 精神障害者を主たる対象とする地域活動支援センターⅠ型、Ⅲ型、就労継続支援B型事業所、ソーシャルクラブ、保健センター社会復帰クラブの利用者

参加者数 123人

ウ こころの健康よろず相談

広島県精神神経科診療所協会と共催し、こころの健康に関する普及啓発を目的に実施した。

開催日 令和5年10月22日(日)

場所 広島市消費生活センター

内容 精神科医師によるこころの健康相談(対面及び電話相談)

保健師による行政分野の相談

精神保健に関するパネル展示(9月27日～10月27日)

対象者 市民

参加者数 31人

エ 印刷物

(単位:部)

区分	内容	部数
リーフレット等	こころのケアガイドブック 資料編(冊子)	5,000
	ひとりで悩まないで ～中学生・高校生のあなたへ～(カード)	29,000

オ 広報

区分	内容
広報紙 「ひろしま市民と市政」	令和5年4月1日号 「精神科医師によるひきこもり相談」 「精神科医師による依存症相談」 令和5年4月15日号 「大切な人を自死で亡くされた方のわかち合いの会“れんげ草のつどい・ひろしま”」 令和5年5月1日号 「家族のための依存症教室」 「ギャンブル等依存症問題啓発週間」 令和5年7月1日号 「令和5年度ひきこもり講演会(思春期精神保健専門研修会)」 令和5年9月1日号 「依存症対策推進事業 市民向け講座(アルコール依存症講演会)」 令和5年10月1日号 「こころの健康よろず相談 ～精神科専門医に話してみませんか?～」 令和5年12月15日号 「講演会・交流会「大切な人を自死で亡くされたあなたへ」(自死遺族等のための講演会・交流会)」
新聞	「ひきこもり講演会」 「アルコール依存症講演会」 「自死遺族等のための講演会・交流会」 「こころの健康よろず相談」 「れんげ草のつどい・ひろしま」
SNS	広島市公式X R5.8.25 「れんげ草のつどい・ひろしま」 R5.10.27 「れんげ草のつどい・ひろしま」 R5.12.25 「れんげ草のつどい・ひろしま」 R6.2.13 「れんげ草のつどい・ひろしま」

	広島市公式 Facebook R5. 8. 25 「れんげ草のつどい・ひろしま」 R5. 10. 27 「れんげ草のつどい・ひろしま」 R5. 12. 25 「れんげ草のつどい・ひろしま」 R6. 2. 13 「れんげ草のつどい・ひろしま」
--	--

カ パネル展示

<うつ病・自殺（自死）予防に関するパネル展示>

区	展示期間・展示場所・内容
中 区	9月8日～9月15日・中区庁舎内・ポスター掲示 3月1日～3月31日・中区庁舎内・パンフレット設置
東 区	9月1日～9月30日・東区役所・モニター広告 9月6日～9月15日・東区役所1階ロビー・パネル展示、リーフレット設置 3月1日～3月31日・東区役所・モニター広告 通年・東区総合福祉センター・各種リーフレット設置・配布、ポスター掲示 乳幼児健診日・東区総合福祉センター・パネル展示・モニター広告
南 区	9月10日～9月16日・南区役所別館・リーフレット配置・配布、ポスター掲示 3月1日～3月31日・南区役所別館・リーフレット設置・配布、タペストリー展示
西 区	9月10日～16日・西区地域福祉センター・リーフレット設置、ポスター掲示 3月1日～3月31日・西区地域福祉センター・パネル展示、各種リーフレット設置、ポスター掲示
安佐南区	9月10日～9月16日・安佐南区総合福祉センター2階・ポスター掲示 3月1日～3月31日・安佐南区総合福祉センター2階・ポスター掲示、パネル展示、相談先一覧配布 3月1日～3月31日・安佐南区総合福祉センター1階・デジタルサイネージデータ掲示
安佐北区	8月7日～9月30日・安佐北区総合福祉センター1階・いのちの電話カード配布 9月10日～9月30日・安佐北区総合福祉センター1階、3階・ポスター掲示、リーフレット配布 11月29日～12月21日・安佐北区総合福祉センター1階・リーフレット掲示・配布 2月7日～3月31日・安佐北区総合福祉センター1階・パネル展示 3月1日～3月31日・安佐北区総合福祉センター2階・モニター広告、ポスター掲示
安芸区	5月・区報あき5月号8面・メンタルヘルス対策掲載 9月8日～9月15日・安芸区役所1階・ポスター掲示、リーフレット展示 常時・安芸区総合福祉センター1階・パンフレット配布
佐伯区	通年・佐伯区役所別館2階・パネル展示、パンフレット、チラシ設置 3月・佐伯区役所別館2階・ポスター掲示

<ギャンブル依存症に関するパネル展示>

5月1日～5月31日 商業施設でのパネル展示を実施。

キ ホームページ

平成13年9月開設

(5) 組織育成

広島市精神保健福祉家族会連合会、依存症関連団体等に対して、助言や関係機関との連絡等必要な援助を行い、組織の活性化を図る組織育成を行っている。

平成 22 年度からは自死遺族支援の一環として、わかち合いの会を定期開催している。

ア 精神保健福祉家族会

(単位：回)

区分	回数
広島市精神保健福祉家族会連合会	3
各区家族会	7
計	10

イ 自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」

開設日 平成 22 年 7 月

開催日時 奇数月第 2 金曜日 14:00～16:00

対象者 自死遺族等

会場 広島市精神保健センター

参加状況

(単位：回，人)

区分	開催回数	参加人数	平均参加人数	実人数
※3 年度	3	1	1	1
4 年度	7	10	1.4	9
5 年度	6	7	1	6

※5 月、7 月、8 月、9 月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(6) 特定相談指導事業（再掲）

ア 思春期関連事業

(ア) 相談

a 電話相談 (単位：件)

区分	3 年度	4 年度	5 年度
延件数	88	48	70

b 面接相談 (単位：件)

区分	3 年度	4 年度	5 年度
延件数	6	7	9

c 相談内容別状況 (単位：件，％)

相談内容	電話相談		面接相談	
	件数	構成比	件数	構成比
心身の不調	22	31.4	1	11.1
不登校・学校不適応	13	18.6	1	11.1
家族関係の問題	10	14.3	1	11.1
子供の発達・発育上の問題	7	10.0	－	－
日常生活に関すること	5	7.1	－	－
病気の治療に関すること	3	4.3	1	11.1
摂食障害	3	4.3	1	11.1
ひきこもり	2	2.9	4	44.4
精神的な病気の疑い	1	1.4	－	－
家庭内暴力・非行・反社会的問題	1	1.4	－	－
その他	3	4.3	－	－
計	70	100	9	100

(注) 表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(イ) 技術指導及び技術援助 (単位：回，件，人)

区分	対象	回数	件数	人数	従事者	方法
個別相談	高校教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等	4	4	4	保健師 心理療法士	電話・訪問・来所
市立高校精神保健連絡会	市立高校教諭	2	2	26	医師 心理療法士	スーパービジョン
計		6	6	30		

(ウ) 思春期精神保健専門研修会 (Web 開催)

対象者：市内小・中・高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員養護教諭等思春期の精神保健に関する相談を受ける機会のある関係者

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
7月26日 (水)	ひきこもりの多面的理解と支援 ～家族が最初に支援者になるために～	九州大学大学院医学研究院 精神病態医学 准教授 加藤 隆弘氏	94

(エ) 普及啓発

カード「ひとりで悩まないで～中学生・高校生のあなたへ～」を作成し、市内の中学・高校の新1年生を対象に配布した。

イ アルコール関連問題

(ア) 相談

a 電話相談 (単位：件)

区分	3年度	4年度	5年度
延件数	88	46	40

b 面接相談 (単位：件)

区分	3年度	4年度	5年度
延件数	28	14	14

(イ) 普及啓発

a 依存症家族教室

令和3年度からアルコール問題だけでなく、薬物、ギャンブル等も含む依存症全般問題に悩む家族を対象を拡大し、実施している。

依存症対策推進事業 P34 参照。

回数 延6回

参加者数 23人

(ウ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

ウ 薬物関連問題

(ア) 相談

a 電話相談 (単位：件)

区分	3 年度	4 年度	5 年度
延件数	28	14	24

b 面接相談 (単位：件)

区分	3 年度	4 年度	5 年度
延件数	20	19	24

(イ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

(7) うつ病・自殺（自死）対策（再掲）

ア 広島市自殺（自死）対策推進センター 自殺（自死）防止相談電話（別掲）

平成 29 年度より、広島市健康福祉局精神保健福祉課と精神保健福祉センター内に広島市自殺（自死）対策推進センターを設置した。精神保健福祉センター内では、「死にたい」とまで追い込まれた方への専用相談電話（広島市自殺（自死）防止相談電話）を開設し、自殺（自死）対策専門相談員が相談に応じている。

年度別相談件数

（単位：件）

区分	3 年度	4 年度	5 年度
新規相談	102	109	128
再相談	581	900	949
延件数	683	1009	1077

※相談対応について、精神科医師等より助言を受ける場を月 1 回設けている。

イ うつ病・自殺（自死）対策に関する研修会

(ア) ゲートキーパー研修

うつ病や自殺（自死）に関連する基本的知識の習得や、自殺（自死）予防に関する初期介入に必要なスキル等を身につけるための研修および、身体疾患に隠されたうつ病等に気づき、対応するための研修を開催した。（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
7 月 14 日 (金)	ゲートキーパープレ講習① (Web)	ふたば病院 院長 高見 浩	4
8 月 22 日 (火)	ゲートキーパープレ講習② (Web)	ほうゆう病院 公認心理師 水谷 剛司	53
6 月 23 日 (金)	ゲートキーパー研修(基礎編) (Web)	広島大学保健管理センター センター長 岡本 百合	55
9 月 15 日 (金)	ゲートキーパー研修(実践編)	広島修道大学健康科学部心理学科 教授 内野 悌司 九州大学留学生センター 准教授 黄 正国	14
10 月 5 日 (木)	ゲートキーパー研修(レベル アップ編)	認定 N P O 法人 東京自殺防止センター 理事 研修委員長 村 明子 理事 乙幡 善枝	18
2 月 8 日 (木)	医療機関スタッフ研修 講演「アルコールを伴ううつ 病等の理解と自殺予防 ～死にたい気持ちに気づいたら 医療現場でできること～」	久里浜医療センター 院長 松下 幸生	57

(イ) うつ病・自殺（自死）相談機関実務者連絡会議

自殺に関わる相談を受ける機会のある相談機関に所属する支援者を対象に、相談機関同士のネットワークを強化することを目的に実施した。（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
6月16日 (金)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議① 「うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）について」 講演「自殺対策と連携協同～切れ目ない支援を目指して～」	南山大学社会倫理研究所 プロジェクト研究員 辻本 耐	27
8月7日 (月)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議②(事例検討)	ほうゆう病院 精神科医師 寺本 勝哉	24
11月17日 (金)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議③ 活動発表「関係機関を知ろう！」	法テラス広島 弁護士 河田 崇大 広島市精神保健福祉センター相談課 課長補佐 沖土居 美代子	30
2月16日 (金)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議④ グループワーク 「連携を深めるために私たちが ができること～切れ目ない支援 を目指して～」	南山大学社会倫理研究所 プロジェクト研究員 辻本 耐	19

ウ 自死遺族支援

(ア) 自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」

平成21年度に自死遺族を対象とした講演会・交流会を開催し、その参加者に対してわかち合いの会の準備会に参加を呼びかけ、計3回の準備会を実施した。準備会では、ルールや名称等を話し合った。平成22年7月に自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」を設立し、運営支援を行っている。

「れんげ草のつどい・ひろしま」参加状況 （単位：回，人）

区分	開催回数	延参加者数	実参加者数
5年度	6	7	6

開催日 奇数月第2金曜日 14:00～16:00

会 場 広島市精神保健福祉センター

(イ) 自死遺族等のための講演会・交流会（普及啓発）

自死遺族等の心のケアを行うとともに、同じ悩み等を抱える方の分かち合いの会について情報提供することを目的に毎年開催している。（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
1月28日 (日)	自殺対策の現状を考える ～遺族支援の視点から～	NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩	9

(ウ) 自死遺族等支援研修会

相談機関の職員を対象に、自死遺族支援に関する知識や技術の習得を目的とした研修会を実施した。（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
1月29日 (月)	自死遺族支援 ～自死遺族支援の活動から～	NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩	53

エ うつ病・自殺（自死）予防に関するパネル展示

自殺対策強化月間等に区役所等で、うつ病の症状や治療、自殺（自死）のサイン等への周囲の気づきや対応等について広報啓発活動を実施した。

区	展示期間・展示場所・内容
中区	9月8日～9月15日・中区庁舎内・ポスター掲示 3月1日～3月31日・中区庁舎内・パンフレット設置
東区	9月1日～9月30日・東区役所・モニター広告 9月6日～9月15日・東区役所1階ロビー・パネル展示、リーフレット設置 3月1日～3月31日・東区役所・モニター広告 通年・東区総合福祉センター・各種リーフレット等設置・配布、ポスター掲示 乳幼児健診日・東区総合福祉センター・パネル展示、モニター普及啓発
南区	9月10日～9月16日・南区役所別館・リーフレット設置・配布、ポスター掲示 3月1日～3月31日・南区役所別館・リーフレット設置・配布、タペストリー展示
西区	9月10日～16日・西区地域福祉センター・リーフレット設置、ポスター掲示 3月1日～3月31日・西区地域福祉センター・パネル展示、各種リーフレット設置、ポスター掲示
安佐南区	9月10日～9月16日・安佐南区総合福祉センター2階・ポスター掲示 3月1日～3月31日・安佐南区総合福祉センター2階・ポスター掲示、パネル展示、相談先一覧配布 3月1日～3月31日・安佐南区総合福祉センター1階・デジタルサイネージデータ掲示

安佐北区	8月7日～9月30日・安佐北区総合福祉センター1階・いのちの電話カード配布 9月10日～9月30日・安佐北区総合福祉センター1階、3階・ポスター掲示、リーフレット配布 11月29日～12月21日・安佐北区総合福祉センター1階・リーフレット掲示・配布 2月7日～3月31日・安佐北区総合福祉センター1階・パネル展示 3月1日～3月31日・安佐北区総合福祉センター2階・モニター広告、ポスター掲示
安芸区	5月・区報あき5月号8面・メンタルヘルス対策掲載 9月8日～9月15日・安芸区役所1階・ポスター掲示、リーフレット展示 通年・安芸区総合福祉センター1階・パンフレット配布
佐伯区	通年・佐伯区役所別館2階・パネル展示、パンフレット、チラシ設置 3月・佐伯区役所別館2階・ポスター掲示

(8) 災害・新型コロナウイルス感染症対応支援（再掲）

ア 災害にかかる支援活動

本市で災害が発生した場合、当センターでは必要に応じて広島県災害派遣精神医療チーム（※DPAT）の活動をはじめ、電話相談（心のケア相談）や診療、区での個別相談会、区保健師等への技術援助を実施する。

※DPATは、都道府県及び政令指定都市によって組織される災害派遣精神医療チームで、災害時の被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的に活動する。平成30年7月西日本豪雨災害では本市と広島県が合同でDPAT調整本部を設置し対応した。

(ア) 被災者への支援活動・支援者への支援

令和5年度は大きな災害はなかったが、令和6年1月に発生した能登半島地震に関連した相談等があった。

a 電話・来所相談

電話相談 1回 面接相談 0回

b 支援者への支援

DPAT 先遣隊として能登半島地震被災地へ派遣される医療機関に支援者向け手引き、市民向けパンフレット等を提供した。（1回）

(イ) 講演会・研修会

災害時のメンタルヘルス研修会

被災者支援にかかわる機会のある関係者を対象に、災害時のメンタルヘルスに関する知識の習得と対応力の向上を目的に開催した。

（単位：人）

開催日	内容	講師	参加者数
12月20日(水)	講演「災害時のメンタルヘルス～サイコロジカル・ファーストエイドから学ぶ～」	兵庫県こころのケアセンター 上席研究主幹 大澤 智子	54

イ 新型コロナウイルス感染症のこころのケア

(ア) 新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談

令和2年2月から新型コロナウイルスに関するこころのケアを実施するため「新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口」を設置し、電話や面接（Web 面接も含む）により情報提供や助言を実施。

令和5年5月に感染症法の分類が変更されたため、相談件数は少なかった。

電話相談件数 延 26 件

面接相談件数 延 0 件

(ウ) 支援者への情報発信

新型コロナウイルス感染症のこころのケアに関するチラシを作成し、関係部署

や各保健センターに送付し、職員のこころのケアに関する情報を発信。

(エ) クラスター対応

感染法上の位置づけが変わったが、クラスターが発生した施設等のこころのケアについては、電話や訪問による対応を行っていることを関係部署に周知した。

a 支援者への技術援助等

新型コロナウイルス感染症の感染があった通所福祉施設から職員のこころのケアについて依頼があり、施設職員を対象としてこころのケアに関する講義を実施。

実施回数 1回 参加者 20名

(オ) 新型コロナウイルス感染症のこころのケアに関する啓発

新型コロナウイルス感染症のこころのケアに関する内容をホームページに掲載。

(9) 依存症対策推進事業（再掲）

令和2年度から、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存関連問題に関する相談拠点を当センターに設置し、以下の事業を実施した。

ア 専門相談

(ア) 電話相談件数 (単位：件)

薬物	アルコール	ギャンブル	ゲーム等	計
24	40	49	29	142

(イ) 面接相談件数 (単位：件)

薬物	アルコール	ギャンブル	ゲーム等	計
24	14	33	2	73

(ウ) 精神科医師による依存症相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存に悩む人や家族に対して月に1回実施した。

(単位：回、件)

回数	相談件数
8	11

イ 連携会議の運営（別掲）

関係機関を対象に連携会議を実施した。

会議名	令和5年度広島市依存症関係機関連携会議
日時	令和6年2月26日（月）14：30～16：30
内容	活動紹介・情報交換
参加関係機関	医療機関：瀬野川病院、草津病院、安佐病院、よこがわ駅前クリニック 自助グループ：【アルコール関連】NPO 法人広島断酒ふたば会/AA/広島鯉城断酒会/（アルコール関連問題を考える会）だるま会/佐伯断酒会/アラノン家族グループ/広島マック作業所/広島マック・ハウス 【薬物関連】広島ダルク/NA 広島グループ/ナラノンファミリーグループ広島グループ 【ギャンブル等関連】ギャンマン広島グループ/GA ゆめ西広島/ギャンマン広島おりづるステップ G/GA ステップ広島グループ 司法関係：広島弁護士会 日本司法支援センター広島地方事務所（法テラス）広島司法書士会 行政機関：精神保健福祉センター/精神保健福祉課/広島市消費生活センター/経済観光局競輪事務局ギャンブル依存症相談担当/財務省中国財務局多重債務相談窓口

ウ 依存症支援者研修

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
12月15日（金）	依存症の理解と支援 ～やめさせようとしなない依存症支援～	埼玉県立精神医療センター 成瀬 暢也 氏	63

エ 普及啓発・情報提供

(ア) 市民向け講演会

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
9月26日 (火)	「適正飲酒を知ろう」飲酒に伴うリスクとアルコール依存症について	向陽台病院 武藤 岳夫 氏	32

(イ) 普及啓発

- a 5月14日～5月20日のギャンブル依存症問題啓発週間にあわせて、中国財務局多重債務相談窓口と協力し、ギャンブル依存症に関するパネル展示（5月1日～31日）を商業施設で実施した。
- b 広島競輪公式サイトに、依存症相談拠点として精神保健福祉センターホームページのURLを掲載した（10月～）。
- c 競輪事務局が作成したチラシにギャンブル等依存症の相談先として精神保健福祉センターの連絡先等を掲載した。また、そのチラシを1月8日に開催された広島市二十歳を祝う集いの市民啓発コーナーにて、新成人に配布した。

(ウ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

オ 当事者向けプログラム

ギャンブル依存症からの回復支援のため SAT-G プログラム（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）を個別実施した。※前年度からの継続者あり (単位：人)

実人員	延人員	終了者	中断者（転居等）
3	12	1	0

カ 依存症家族教室

アルコール問題に悩む家族を対象に、家族教室を平成26年度から開催している。令和3年度からはアルコール問題だけでなく、薬物・ギャンブル等も含む依存症全般問題に悩む家族に対象を拡大し実施した。 (単位：人)

開催日	内容	講師	参加者数
6月13日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう①」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ナラノンファミリーグループメンバー	7
7月11日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう②」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ナラノンファミリーグループメンバー	5
8月8日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう③」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 NPO法人断酒ふたば会メンバー	4

9月12日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう④」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 NPO法人断酒ふたば会メンバー	2
10月10日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう⑤」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ギャマノン広島グループメンバー	3
11月14日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう⑥」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ギャマノン広島グループメンバー	2

(10) 精神保健福祉相談員資格取得講習会

保健所等に勤務する保健師を対象に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条第3号の規定により、精神保健福祉に関する相談等に従事する職員（精神保健福祉相談員）として必要な知識及び技能を習得させ、その資質の向上を図り、地域精神保健福祉活動の推進に寄与することを目的に、精神保健福祉相談員資格取得講習会を開催した。

受講生は39名で、その内訳は広島市保健師が19名、広島市以外の保健師が20名であった。

以下に、当センターを会場に、講義を開催したものについて記載する。

開催日	テーマ・内容	講師
12月4日 (月)	精神保健福祉総論	広島市精神保健福祉センター 所長 朝枝 清子
	我が国の精神保健福祉行政	厚生労働省精神・障害福祉課 心の健康支援室 主査 牧野 みゆき
	広島市の精神保健福祉行政	広島市精神保健福祉課 課長 村戸 秀年
12月5日 (火)	神経症	広島市精神保健福祉センター デイ・ケア課長 中甫木 くみ子
	生活保護制度	広島市保護自立支援課 課長補佐 渡邊 圭
	高次脳機能障害	広島県立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能センター センター長 近藤 啓太
	統合失調症	草津病院 副院長 矢田 博己
12月6日 (水)	パーソナリティ障害	広島精神分析医療クリニック 院長 衣笠 隆幸
	認知行動療法	広島大学病院 診療講師 神人 蘭
	医療観察法	広島保護観察所 首席社会復帰調整官 松本 高成
12月7日 (木)	精神疾患と薬物療法	佐々木メンタルクリニック 院長 佐々木 高伸
	ピアサポート活動	広島市ピアサポート事業 広島市ピアサポーター
	精神ボランティア活動	広島市ボランティア情報センター センター長 服部 博信
	認知症	広島市西部認知症疾患医療センター センター長 岩崎 庸子
	気分（感情）障害	広島大学病院精神科 助教 岡田 怜

12月8日 (金)	こころの健康と発達①	広島市精神保健福祉センター 所長 朝枝 清子
	日常生活自立支援事業・成年後見制度	広島市社会福祉協議会権利擁護課 課長 村木 一雄
	老年期の精神疾患	ふたば病院 院長 高見 浩
12月11日 (月)	面接技法実習	広島ファミリールーム 所長 村上 雅彦
12月12日 (火)	障害年金制度	広島東年金事務所 お客様相談係職員 高山 由美子
	精神医学ソーシャルワーク論	龍谷大学 名誉教授 荒田 寛
12月14日 (木)	児童思春期の精神保健	松田病院 院長 松田 文雄
	断酒会の活動	広島県断酒会連合会(断酒ふたば会) 会長 中田 克宣
	犯罪被害	広島県警察本部安全相談課被害者支援室 被害者支援カウンセラー 伊藤 可奈子
	自殺対策について	いのち支える自殺対策推進センター 地域連携推進部長 小牧 奈津子 地域連携推進部地域支援室長 生水 裕美
12月15日 (金)	ひきこもり	宮崎大学 教授 境 泉洋
	依存症について	埼玉県立精神医療センター 副病院長 成瀬 暢也
	産業保健	三菱ケミカル株式会社人事本部 全社統括産業医 真鍋 憲幸
12月18日 (月)	個別援助論 事例の見立てと検討	ほうゆう病院 医師 寺本 勝哉
	児童虐待 DV	広島県西部こども家庭センター 医務官 安常 香
12月19日 (火)	社会福祉概論 地域福祉概論	県立広島大学人間福祉学部 教授 金子 努
12月20日 (水)	災害時のメンタルヘルス	兵庫県こころのケアセンター 上席研究主幹 大澤 智子
	発達障害・重ね着症候群	紙屋町こころのクリニック 院長 皆川 英明

12月21日 (木)	こころの健康と発達②	広島市精神保健福祉センター デイ・ケア課長 中甫木 くみ子
	精神障害者の家族の理解と援助	名古屋市立大学看護学部 教授 香月 富士日
	アウトリーチ支援	岡山県立精神保健福祉センター地域支援科 科長 高桑 友美
12月22日 (金)	集団精神療法	浅田診療クリニック 院長 浅田 護
	精神障害者リハビリテーション	久留米大学病院臨床研修センター センター長 内野 俊郎
1月17日 (水)	精神障害者のケアマネジメント	社会福祉法人ワナーホーム 理事長 寺田 一郎
1月25日 (木)	SST・SST の実際（面接技法実習）	Office 夢風舎 舎長 土屋 徹
	事例検討1	
1月26日 (金)	カウンセリングの理論 カウンセリングの実際	広島大学保健管理センター 教授 岡本 百合
	GA の活動	GA ゆめ西広島 メンバー
1月29日 (月)	自死遺族支援 ～自死遺族支援の立場から～	NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re. 代表 山口 和浩
	広島ダルクの活動	広島ダルク 施設長 遠藤 聡
	精神障害にも対応した地域包括ケ アシステム 措置入院者の退院後支援	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 部長 藤井 千代
1月30日 (火)	精神障害者の地域支援	地域生活支援センターふれあい 管理者 原田 葉子
	精神障害者の人権 障害者差別解消法	広島大学大学院社会科学研究科 名誉教授 横藤田 誠
	障害者の就労支援	広島障害者就業・生活支援センター センター長 山元 知寛
1月31日 (水)	事例検討2	訪問看護花の森 管理者 東 美奈子
	事例検討3	広島市精神保健福祉センター 所長 朝枝 清子

(11) 調査研究

精神保健福祉に関する資料を収集するとともに、精神保健福祉関係の問題について調査研究を行っている。

発 表 内 容	発表者	方法
第 69 回 日本精神分析学会 教育研修セミナー クライン派の羨望	朝枝所長 中甫木デイ・ケア課長	発表
第 69 回 日本精神分析学会 臨床ケースセミナー 心の膜は出来るのか～ありのままの心の在り方を知ることの難しさ～	朝枝所長	発表
令和 5 年度地域保健・産業保健フォーラム 「適度な距離」って何だろう？～成人期の発達障害やパーソナリティ障害の特性に応じた関わり方と支援者側のメンタルヘルス～	中甫木デイ・ケア課長	講演
第 26 回地域保健研究会（第 1 分科会） 思春期青年期デイケアの特色と意義	住田心理療法士	発表

(12) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、本庁及び関係機関に対して、専門的立場から社会復帰の推進方策や地域精神保健福祉施策の計画に関する提案、意見具申を行った。

(単位：回)

会議名	主催	回数
広島市障害者差別解消支援地域協議会	広島市	2
広島市障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会 コアメンバー会議	広島市	7
広島市発達障害者支援連絡調整会議	広島市	4
広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21」策定に係る関係 所管課との連絡会議	広島市	1
広島市障害者自立支援協議会	広島市	2
広島市保健師人材育成評価検討会議	広島市	2
避難行動要支援者避難支援事業に係る関係課長会議	広島市	1
重層的支援体制整備事業の実施に係る庁内検討会議	広島市	1
広島市障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会	広島市	2
元気じゃけんひろしま 21 推進会議	広島市	1
広島市うつ病・自殺（自死）対策推進連絡調整会議	広島市	2
広島市 DV 対策関係機関連絡会議	広島市	1
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム担当者的会議	広島市	3
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築連携会議	広島市	1
広島市依存症関係機関連絡会議	広島市	1
元気じゃけん広島 21 推進会議全体会	広島市	1
広島市障害者差別解消庁内連絡会議	広島市	1
再犯防止推進事業に関する意見交換会	広島市	1

(13) その他の会議

(単位:回)

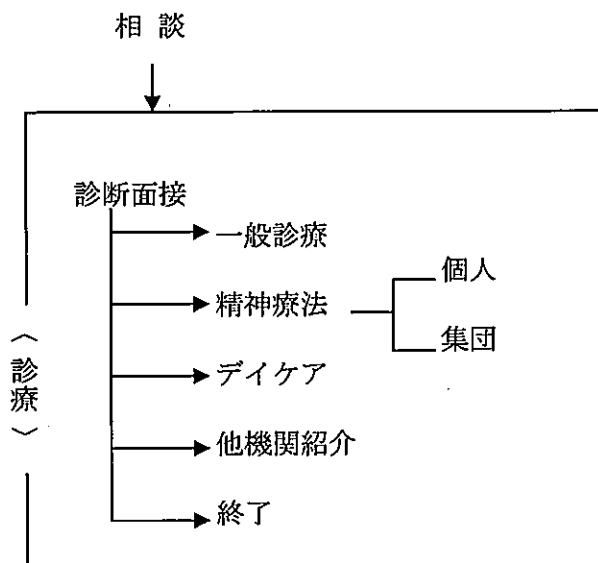
会議名	主催	回数
令和5年度精神科病院長事務長会議	広島県	1
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する分担研究「自治体における包括ケアの推進に関する研究」分担班会議	厚生労働省	4
心身障害者福祉センター運営協議会	広島市心身障害者福祉センター運営協議会	2
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業アドバイザー及び都道府県等担当者合同会議	厚生労働省	2
全国精神保健福祉センター長会	全国精神保健福祉センター	1
中四国センター長会議	全国精神保健福祉センター	1
広島県依存症相談機関連携会議	広島県	1
令和5年度広島県医療観察制度運営連絡協議会	広島保護観察所	1
全国精神保健福祉センター研究協議会	全国精神保健福祉センター	1
令和5年度地域自殺対策推進センターブロック会議(中国・四国ブロック)	いのち支える自殺対策推進センター	1
令和5年度広島ひきこもり相談支援センター実務者連絡会議	広島県	1
広島県地域保健対策協議会精神疾患専門医委員会	広島県	2
広島県精神保健福祉協議会	広島県	1
重大事案発生時の犯罪被害者等支援「図上演習」	広島県	1
広島県被害者支援連絡協議会幹事会	広島県被害者支援連絡協議会	1
広島ひきこもり相談支援センター(中部・北部センター)安芸地区連絡協議会	広島ひきこもり相談支援センター	1
都道府県等依存症専門医療機関/相談員等全国会議	依存症全国拠点機関	1
薬物相談事業推進連絡会議	広島県	1
広島ひきこもり相談支援センター(西部センター)連絡協議会	広島ひきこもり相談支援センター	1
全国精神保健福祉センター長会大都市部会	全国精神保健福祉センター	1
ギャンブル依存症支援者向け研修会&連携会議	瀬野川病院	1

2 診療

(1) 概要

予約制により、保険診療で一般診療や、精神分析的な精神療法等の治療を行っている。

原則として、当センターで面接相談等を行い、当センターでの診察を希望した者に対し、精神科医師が数回の診断面接により診断し、処遇を決定する。



令和5年度の診察延件数は3,639件で、そのうち初診は83件であった。

初診の年齢は20代(26.5%)と30代(26.5%)が最も多く、次いで50代(16.9%)、10代(15.7%)、40代(10.8%)の順に多かった。10代と20代を合わせると42.2%になり、青年期の方が多く受診をされている。

初診のうち小児・思春期からの問題に関する診断が50.6%と最も多く、その内訳では自閉スペクトラム障害が88.1%を占め、ADHDがそれぞれ9.5%、知的障害が2.9%であった。次いで神経症性障害(22.9%)、パーソナリティ障害(7.2%)の順に多かった。

来所経路では、精神科診療所など医療機関からの紹介が全体の59%で最も多く、次いでその他機関からの紹介(10.8%)、家族(8.4%)、インターネット(4.8%)の順に多かった。診断後の処遇では、一般診療・デイケア利用が53%と最も多く、次いで経過観察が15.7%であった。

診察実件数は430件で、そのうち前年度より継続のものは347件であった。診察実件数の診断名別では、小児・思春期からの問題(自閉スペクトラム障害など)、神経症性障害、パーソナリティ障害の順に多かった。

診断面接後の処遇では、一般診療、デイケア利用、個人精神療法、経過観察の順に多かった。

青年期当事者グループ(集団精神療法)は、現在3グループで実施している。

ア 診察件数

(単位：件)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初診	77	91	83
再診	3,346	3,679	3,556
計	3,423	3,770	3,639

イ 初診 年代別状況

(単位：件，％)

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
件数	13	22	22	9	14	3	83
構成比	15.7	26.5	26.5	10.8	16.9	3.6	100

ウ 初診 診断別状況

(単位：件，％)

区分	件数	構成比
小児・思春期からの問題	42	50.6
自閉スペクトラム障害	37	－
ADHD	4	－
知的障害	1	－
神経症性障害	19	22.9
パーソナリティ障害	6	7.2
うつ病	4	4.8
統合失調症	4	4.8
適応障害	4	4.8
解離性障害	1	1.2
PTSD	1	1.2
摂食障害	1	1.2
心身症	1	1.2
計	83	100.0

エ 初診 来所経路別状況

(単位：件，％)

区分	件数	構成比
医療機関	49	59.0
その他の機関	9	10.8
家族	7	8.4
インターネット	4	4.8
知人	3	3.6
保健センター	2	2.4
学校	2	2.4
市報	1	1.2
その他	6	7.2
計	83	100.0

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

オ 診察実件数

(単位：件)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初診	77	91	83
前年度より継続	316	358	347
計	393	449	430

カ 性別・診断名別状況

(単位：件，％)

区分	男	女	計	構成比
小児・思春期からの問題	103	74	177	41.2
神経症性障害	12	43	55	12.8
パーソナリティ障害	7	39	46	10.7
重ね着症候群（下記参照）	18	16	34	7.9
統合失調症	15	19	34	7.9
うつ病	5	16	21	4.9
適応障害	4	15	19	4.4
ひきこもり	10	3	13	3.0
摂食障害	1	5	6	1.4
依存・嗜癖	3	1	4	0.9
アルコール依存	3	1	4	-
薬物依存	-	-	-	-
その他の依存	-	-	-	-
ギャンブル	-	-	-	-
その他	4	17	21	4.9
計	182	248	430	100.0
構成比	42.3	57.7	100.0	

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(2) 重ね着症候群

重ね着症候群とは、以下のように定義される。

- ① 初診時18歳以上（広義には16歳以上）。その時に初めて背景の発達障害が発見された者。
- ② 知的障害は認められない（IQ $\geq$ 85）。
- ③ 初診時の主訴は、多彩である。その臨床診断も多彩で、統合失調症、躁うつ病、うつ病、摂食障害、性倒錯、対人恐怖症、醜形恐怖、強迫、境界性パーソナリティ障害、スキゾイドパーソナリティ障害、自己愛パーソナリティ障害など殆どの精神疾患を網羅している（この点が従来成人のアスペルガーや軽度発達障害に関する研究者が少数の臨床症状に言及している点と異なる）。
- ④ これらの多彩な臨床症状の背景に、高機能型広汎性発達障害が潜伏している。
- ⑤ 高知能などのため課題達成能力が高く、就学時代は発達障害とはみなされていない。
- ⑥ 一部に児童期、思春期に不登校や神経症などの既往があるが、発達障害を疑われたことはない。

ア 慣用診断別状況

(単位：件)

区分	男	女	計
小児・思春期からの問題	6	4	10
パーソナリティ障害	-	1	1
神経症性障害	5	5	10
統合失調症	3	3	6
ひきこもり	3	-	3
うつ病	1	1	2
摂食障害	-	1	1
非定型精神病	-	1	1
計	18	16	34

(3) 集団精神療法

青年期当事者グループ

青年期特有の問題を持つ当事者を対象に、平成8年度から集団精神療法を実施し、現在3グループで実施している。

ア 実施状況

(単位：回, 人)

区分	3年度	4年度	5年度
実施回数	161	147	129
参加実人員	25	46	23
参加延人員	295	402	476

イ グループの構造

日 時：週1回90分

場 所：当センター

対 象 者：医師の診断により、集団療法を処遇された人

(4) 心理検査

診療に係る検査を実施している。

(単位：件)

区分	3年度	4年度	5年度
件数	31	37	22

3 デイケア事業

精神科デイケアの対象である精神障害の多くは、思春期・青年期に好発する。そのため、この時期に取り組むべき親からの自立、仲間との体験、他者を通じて自己をみつめる経験などの重要な発達の課題をうまく通過していない人が多い。また、病気による障害を抱えながら生活するという課題も併せ持っている。

センターデイケアでは、統合失調症、パーソナリティ障害、発達障害やその他の精神疾患のある人が、このような発達の課題をやり直す機会を持ち、病気による喪失体験への取り組みにより、心的な成長をし、対人関係の改善を図ること、仲間体験を通し病気に対する受容と自覚を促し、あわせて、生活リズムを形成することなど、障害受容と社会生活への適応を促進することを主たる目的としている。

実施にあたって、職員は様々なグループ活動を援助しており、共感とケアを中心にした支持的なアプローチを主体に、病理の理解とマネージメントによってデイケアの治療構造の安定を図っている。また、センターデイケアは、地域の精神保健福祉推進のための事業として位置づけており、各保健センター、福祉関係機関等と常に情報交換するなど連携を密に行うことを基本としている。

(1) 概要

ア 対象者及び定員

対象者：精神的な病気で通院治療を受けている高校生年齢～45歳までの人

定 員：70人

イ 期間

6か月を「1期」とし、最長10期まで延長できる。

ウ 実施日時

実施日：月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（週4日）

時 間：午前9時から午後4時まで

エ 利用方法

(ア) 利用希望者は、主治医からの紹介により、当センターでの面接及びデイケア見学を経て、センター医師の診察後、利用申請書を提出する。

(イ) 4回の体験利用を行った後、受理会議を経て利用が決定する。

オ 週間プログラム

区分	月曜日	火曜日	木曜日	金曜日
午前	朝のミーティング			
	基本グループ活動 (3グループ)	作業グループ活動 ・紙粘土 ・絵画 ・染物・ちぎり絵	基本グループ活動 (3グループ)	作業グループ活動 ・書道 ・パソコン・文芸 ・パッチワーク・刺しゅう
昼 食				
午後	作業グループ活動 ・ウッドクラフト ・陶芸 ・編物	作業グループ活動 スポーツ	基本グループ活動 (3グループ)	作業グループ活動 ・茶道・華道 ・レザークラフト ・音楽
	終わりのミーティング			

グループの構成

基本グループと作業グループの2種類あり、各グループとも23～24人で構成。

<基本グループ>

目的：利用者自ら内容を企画・活動することにより、主体性や自発性を回復する。

グループ数：3グループ

実施日：月曜日の午前及び木曜日

<作業グループ>

目的：利用者の集中力・持続力・創造力などを高めると同時に、作業を通して、様々な体験を積み重ねる。

作業の持つ特性により、技術習得を中心としたグループ、プレイや自由表現を中心にしたグループ及びその中間のグループに分け、その組み合わせにより半日単位で3種類を設定している（全体で行うスポーツを除く）。

グループ数：ウッドクラフト、陶芸、編物など13グループ

*技術指導については、外部から講師を招いている。

実施日：月曜日の午後、火曜日及び金曜日

カ グループ活動の意義

利用者は、1つの基本グループと5つの作業グループに所属する。

グループ内で利用者は、他者と繋がることの恐れ、他者と触れ合うことによる傷つきや、距離の取り方等、対人関係に関する多くの課題に直面する。そして相互に理解したり、共感したり、身近さを感じるにより、思春期・青年期に越えなければならない重要な発達の課題を乗り越え、成長する。そのために、デイケアでは利用者の所属するグループの変更は行わず、継続的な集団精神療法的関わりにより、グループ全体としての成長及び個人のリカバリーを目指している。

キ 職員の配置と役割

基本グループには職員1～2人を、作業グループには職員1人と技術指導を行うために外部講師（作業の専門講師）1人を配置している。また、基本グループや作業グループに参加できない利用者のため、「フリー」の職員を配置し、その対応にあたっている。

職員の役割は、基本グループでは自主的に運営している利用者を側面から援助することにある。また作業グループでは技術指導を外部講師が行うため、職員は利用者同士の交流を促進するように働きかける役割を果たしている。

このほか、グループ活動とは別に、職員1人あたり8～9人の利用者を担当しデイケア内や日常生活上の悩みなどの相談に応じている。

（２）実施状況

実施日数・利用者数

区分		3年度	4年度	5年度	備考
実施日数		114日	185日	181日	
在籍人数		44人(39)	46人(30)	57人(39)	()は前年度からの継続利用者で内数
利用者数	実	37人	45人	52人	
	延	1,508人	2,345人	2,489人	
一日平均利用者数		13.2人	12.7人	13.8人	
出席率		36.9%	36.4%	33.6%	
新規利用者数		5人	16人	18人	
終了者数		14人	7人	9人	
体験利用者数	実	5人	16人	24人	原則として4回の体験利用を実施
	延	20人	64人	91人	

※3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休止期間があった。

令和4、5年度は、感染防止対策を講じ、休止せず実施。

(3) 相談

デイケアに関する相談は、面接及び電話により実施しており、デイケアについての問い合わせや体験利用中の相談、デイケアOBからの相談などの「一般相談」と、デイケア利用者や家族からの相談である「デイケア利用者の相談」とがある。

(単位：回)

区分	一般相談			デイケア利用者の相談		計
	見 学 時 面 接	面接	電話	面接	電話	
3年度	14	30	70	379	909	1,402
4年度	18	74	93	786	475	1,446
5年度	42	75	160	925	459	1,661

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためデイケア休止期間があり、その間デイケア利用者に対する定期的な電話連絡を行った。

(4) 家族のつどい (再掲)

「家族のつどい」は、デイケア利用者の家族を対象に、家族心理教育と家族同士の交流・情報交換を図ることを目的に実施している。なお、講座の一部(医師による話やDVD 学習等)については、デイケア利用者以外の、当センター利用者の家族も対象としている。

ア 実施状況 (人数はデイケア利用者の家族のみ計上)

(単位：回, 人)

区分	開催回数	参加延人数	平均参加人数
3年度	4	27	6.8
4年度	8	57	7.1
5年度	6	35	5.8

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した回があった。

イ 実施日

毎月第3水曜日13：30～15：00

ウ プログラム内容

13：30～14：30 講座 (医師や職員による心理教育プログラム)

14：30～15：00 懇談会 (家族同士での自由会話)

(単位：人)

月	講座内容	講師	参加人数
5	DVD学習会（躁うつについて）	職員	5
8	デイケアの効果と家族の役割	医師	7
9	デイケア体験（七宝焼）	職員	6
11	社会資源を学ぼう	職員	6
1	心の健康のために	職員	6
2	DVD学習会（回復力を高める関わり方の基本） SSTの紹介	職員	5

（５）精神科デイケア施設従事者研修会（再掲）

「精神科デイケア施設従事者研修会」は、広島市内の精神科デイケア施設の職員を対象に、相互の連携、資質の向上を目的として、平成10年度から当センター主催で実施している。令和5年度は15施設を対象に案内を送付し、3施設4名を対象に、「スタッフミーティングと患者さんとの関わり」をテーマに講義と情報交換を行った。

また、この研修会を基盤に平成14年に当センターと広島精神療法的精神医学研究会の共催で発足した『広島グループ療法的デイケア研究会』は、デイケア治療にグループ療法的視点を導入することで、より質の高いものを求めているとの趣旨で、平成17年度からは対象を中四国、平成27年度からは更に他地域へも広げ、「グループ療法的デイケア研究会」と改称されている。令和5年度は、令和4年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で中止となった。

《精神科デイケア施設従事者研修会》

対象者：デイケア施設従事者

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
11月1日（水）	スタッフミーティングと患者さんとの関わり	広島市精神保健福祉センター デイ・ケア課長 中甫木 くみ子	4

4 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された精神医療審査会の事務を当センターにおいて行っている。

(1) 合議体開催回数 (単位：回)

区分	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数	24	24	24	24	24

(2) 退院請求審査結果 (単位：件)

区分		31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
審査件数		24	38	43	28	38
審査結果	現在の入院形態が適当	22	36	41	25	32
	他の入院形態への移行が適当	2	2	3	3	5
	入院継続は適当でない	0	0	0	0	1

(3) 処遇改善請求 (単位：件)

区分		31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
審査件数		0	1	1	1	7
審査結果	処遇は適当と認める	0	1	1	1	7
	処遇は適当でない	0	0	0	0	0

(4) 定期報告等審査結果 (単位：件)

区分		31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入院医療保護入院者の届	審査件数	2,322	2,185	2,192	2,114	2,247
	現在の入院形態が適当	2,322	2,185	2,192	2,114	2,247
	他の入院形態への移行が適当	0	0	0	0	0
	入院継続は適当でない	0	0	0	0	0
	次年度へ審査を継続したもの	0	0	0	0	0
定期医療保護入院者の定期病状報告書	審査件数	835	887	887	1,008	966
	現在の入院形態が適当	835	887	887	1,008	966
	他の入院形態への移行が適当	0	0	0	0	0
	入院継続は適当でない	0	0	0	0	0
	次年度へ審査を継続したもの	0	0	0	0	0
定期措置入院者の定期病状報告書	審査件数	22	25	17	21	14
	現在の入院形態が適当	22	24	17	20	14
	他の入院形態への移行が適当	0	1	0	1	0
	入院継続は適当でない	0	0	0	0	0
	次年度へ審査を継続したもの	0	0	0	0	0
審査件数合計		3,179	3,097	3,096	3,143	3,227

5 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担

(1) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたって日常生活や社会生活に制限を受けていると認められた方に、社会復帰と社会参加の促進を目的として、精神障害者保健福祉手帳を交付している。

当センターにおいて、この申請に係る判定と精神障害者保健福祉手帳の作成を行っている。

ア 令和5年度申請件数

(単位：件)

区分	診断書	年金証書	計
件数	10,238(8,507)	588(542)	10,826(9,049)

() は更新者数で内数である。

イ 令和5年度内交付者数及び年度末交付者数

(単位：人)

区分		1級	2級	3級	計
年度内 交付者 数	診断書	672(586)	6,997(5,977)	3,148(2,418)	10,817(8,981)
	年金証書	56(54)	520(479)	37(30)	613(563)
	計	728(640)	7,517(6,456)	3,185(2,448)	11,430(9,544)
5年度末交付者数		1,347	13,304	5,590	20,241

() は更新者数で内数である。

ウ 令和5年度末区別交付者数

(単位：人)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
5年度末 交付者数	2,571	2,062	2,472	3,653	3,554	2,401	1,329	2,199	20,241

(2) 自立支援医療費（精神通院）及び通院医療費補助

継続した通院によって精神障害の医療を受ける場合に、医療保険適用後の自己負担額を公費で負担する制度である（自己負担額は医療費の1割で、所得の低い方や継続的に相当額の負担が生じる方には、月額負担額に上限額を設定）。

また、広島市内に住所を有し、自立支援医療費制度が適用される方は、自己負担額を広島市が補助している。当センターにおいて、この申請に対する認定を行っている。

ア 令和5年度末区別承認者数

(単位：人)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
自立支援医療費 (精神通院)	4,488	3,583	4,456	6,077	6,404	4,218	2,465	3,924	35,615
広島市補助	3,134	2,877	3,450	4,577	5,499	3,534	2,055	3,261	28,387

第 3 資 料

広島市精神保健福祉センター条例

昭和58年 3月15日
条 例 第 16 号

改正 昭和 60 年 3 月 19 日条例第 62 号 平成元年 3 月 30 日条例第 18 号	昭和 63 年 3 月 25 日条例第 15 号 平成 3 年 11 月 22 日条例第 96 号 (この条例で題名改正)
平成 5 年 3 月 31 日条例第 13 号 平成 8 年 3 月 28 日条例第 25 号	平成 6 年 3 月 31 日条例第 19 号 平成 9 年 3 月 27 日条例第 23 号 (この条例で題名改正)
平成 18 年 3 月 29 日条例第 47 号 平成 26 年 2 月 28 日条例第 1 号	平成 20 年 3 月 28 日条例第 17 号 平成 31 年 3 月 15 日条例第 8 号

(目的及び設置)

第1条 市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、広島市精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)を設置する。

(平8条例25・全改)

(位 置)

第2条 精神保健福祉センターは、広島市中区富士見町11番27号に置く。

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(事 業)

第3条 精神保健福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものの実施
- (3) 回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする指導及び援助(以下「指導等」という。)
- (4) 前2号に掲げる事業に係る診療及び検査
- (5) その他市長が必要と認める事業

(平元条例18・平5条例13・平8条例25・一部改正)

(指導等の対象者)

第4条 精神保健福祉センターにおいて、指導等を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 担当医師又は市長が定める医師が適当と認める者であること。
- (2) 社会復帰について、意欲を有し、家族の協力が得られる者であること。

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(許可)

第5条 精神保健福祉センターにおいて、指導等を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条の許可を取り消し、又は精神保健福祉センターの利用を拒むことができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理運営上支障があると認められる者

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(使用料及び手数料)

第7条 精神保健福祉センターの使用料及び手数料は、診療及び検査並びに診断書又は証明書の作成を行つた場合に徴収する。

2 使用料及び手数料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の費用の算定の例により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 普通診断書料 1通につき 1,350円
- (2) 特別診断書料 1通につき 4,070円を超えない範囲内で市長が定める額
- (3) 証明書料 1通につき 370円

3 使用料及び手数料は、その都度徴収する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を事後において徴収することができる。

(平5条例13・全改、平6条例19・平8条例25・平9条例23・平18条例47・平20条例17・平26条例1・平31条例8・一部改正)

(使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

(平5条例13・一部改正)

(委任規定)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(平3条例10・旧附則・一部改正)

2 平成3年4月1日から平成5年3月31日までの間、第2条中「広島市中区富士見町11番27号」とあるのは、「広島市中区国泰寺町一丁目4番15号」とする。

(平3条例10・追加)

附 則 (昭和60年3月19日条例第62号)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行つた家畜人工授精に係る家畜人工授精料及び施行日前に第1回の家畜人工授精を受けた家畜について施行日以後に行う第2回以降の家畜人工授精に係る家畜人工授精料
 - (2) 施行日前の社会保険広島市民病院及び広島市立安佐市民病院(以下「市民病院」という。)の新生児室の使用に係る使用料及び施行日前の分べんに係る分べん料
 - (3) 施行日前に請求のあつた広島市児童療育指導センター、保健所(保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例(昭和28年広島市条例第57号)第1条の表に規定する保健所をいう。)広島市立舟入病院、広島市精神衛生指導センター及び市民病院の診断書の交付に係る診断書料

附 則 (昭和63年3月25日条例第15号 抄)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。
 - (1)から(5)まで 略
 - (6) 施行日前に請求のあつた広島市児童療育指導センター、保健所、広島市立舟入病院、広島市精神衛生指導センター、社会保険広島市民病院及び広島市立安佐市民病院における診断書又は証明書の交付に係る手数料

附 則 (平成元年3月30日条例第18号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に請求のあつた診断書又は証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月20日条例第10号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日条例第13号)

- 1 この条例中第1条の規定は平成5年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成5年規則第92号で平成5年7月1日から施行)

- 2 第1条の規定の施行の日前に請求のあつた診断書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月31日条例第19号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日条例第25号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第23号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に請求のあった広島市児童療育指導センター、広島市立舟入病院及び広島市精神保健福祉センターにおける診断書の作成に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月29日条例第47号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第17号 抄）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第1号 抄）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

(1)から(4)まで 略

- (5) 施行日前に請求のあった広島市工業技術センター、広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター、広島市衛生研究所及び広島市医師会運営・安芸市民病院における診断書又は証明書の交付に係る手数料

附 則（平成31年3月15日条例第8号 抄）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

(1)から(4)まで 略

- (5) 施行日前に請求のあった広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター及び広島市医師会運営・安芸市民病院における診断書の作成に係る手数料

広島市精神保健福祉センター管理規則

昭和58年3月30日
規則第34号

改正 平成元年3月30日規則第60号
平成3年11月22日規則第96号
(この条例で題名改正)

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、広島市精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平元規則60・平8規則33・一部改正)

(休所日及び開所時間)

第2条 精神保健福祉センターの休所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休所日又は開所時間を変更することがある。

(1) 休所日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで

(2) 開所時間

午前8時30分から午後5時まで

(平元規則60・平3規則96・平5規則60・平8規則33・一部改正)

(許可の手続)

第3条 広島市精神保健福祉センター条例(昭和58年広島市条例第16号。以下「条例」という。)

第5条の規定による許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

(平元規則60・平5規則63・平8規則33・一部改正)

(特別診断書料)

第4条 条例第7条第2項第2号に掲げる特別診断書料の額は、次の表に掲げる特別診断書の種類に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

区 分	単 位	金 額
死亡診断書 休業用診断書 入学用診断書 会社、官公庁等の所定様式による診断書 その他これらに準ずるもの	1 通につき	1,980 円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書 厚生年金、国民年金等に係る所定様式による診断書 その他これらに準ずるもの	1 通につき	4,070

(平5規則93・追加、平9規則65・一部改正、平26規則2・平31規則19・一部改正)

(使用料及び手数料の事後徴収)

第5条 条例第7条第4項の規定により使用料及び手数料を事後において徴収することができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 応急の診療等を要し、当該診療等の際徴収する暇がないと認められるとき。

(2) その他市長において事後に徴収することをやむを得ないと認めるとき。

2 使用料又は手数料を事後において納付しようとする者は、前項第1号に該当する場合を除き、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

(平5規則93・追加)

(使用料及び手数料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料及び手数料を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 生活困窮のため、使用料及び手数料の全部又は一部を納付することができないと認められるとき。

(2) その他市長において減免を適当と認めるとき。

2 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

(平5規則93・追加)

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理及び運営に関し必要な事項は、精神保健福祉センターの所長が定める。

(平5規則93・平8規則33・追加)

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日規則第60号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年11月22日規則第96号)

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日規則第60号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年6月30日規則第93号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第33号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日第65号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に請求のあった特別診断書の作成に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年2月28日規則第2号 抄)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 施行日前に請求のあった広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター及び広島市衛生研究所における特別診断書又は証明書の作成に係る手数料

附 則（平成31年3月15日規則第19号 抄）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。
 - (1) 略
 - (2) 施行日前に請求のあった保健センター、広島市医師会運営・安芸市民病院及び広島市精神保健福祉センターにおける特別診断書の作成に係る手数料

登録番号	広 H6-2024-354
名 称	精神保健福祉センター所報 令和 5 年度
主 管 課	広島市精神保健福祉センター
所 在 地	〒730-0043 広島市中区富士見町 11 番 27 号 TEL 082-245-7746 FAX 082-245-9674
発行年月	令和 6 年 12 月

